

第6期小金井市障害福祉計画

令和3年3月

はじめに

このたび、小金井市では令和3年度から5年度までの3ケ年を期間とする「第6期小金井市障害福祉計画」を策定いたしました。この計画は「小金井しあわせプラン」及び「第2期小金井市保健福祉総合計画」の考え方に即し、障がい者施策推進の具体的な目標をあげた障害福祉計画にあたるものです。



「障害者計画・第5期障害福祉計画」においては計画の理念を「小金井市障がい者ビジョン」として掲げ、「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」と定めています。

また、「小金井市障がい者ビジョン」は「市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり」「障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり」「障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり」「誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり」の4つの柱に基づいた様々な施策を達成していく目標を掲げており、「障害者計画・第5期障害福祉計画」から引き続き今後、「第6期小金井市障害福祉計画」を定め、施策の推進を図っていきます。

これからも国や東京都の施策に従い、障がいのある人やご家族、障がい福祉に関わる方々の様々な声を聴き、市民の皆様のお力添えをいただきながら、平成30年10月に施行いたしました「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の目的や基本理念を大切にしながら、福祉のまちづくりを進めます。

最後に「小金井市地域自立支援協議会」委員をはじめ、本計画の策定に当たりご協力をいただきました多くの方、また貴重なご意見、ご指摘をお寄せ下さった皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

小金井市長

西岡真一郎

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	3
1 計画の法的位置づけ	3
2 市の計画との関係	5
第3節 計画期間	6
第2章 障害者福祉サービス等の必要量見込みと事業量の確保	9
第1節 基本目標	9
第2節 指定障害福祉サービス	13
1 指定障害福祉サービスの現状	14
2 指定障害福祉サービスの供給見込み量	15
3 指定障害福祉サービス見込み量確保のための方策	22
第3節 児童通所支援事業	25
1 児童通所支援事業の現状	26
2 児童通所支援事業の供給見込み量	27
3 児童通所支援事業見込み量確保のための方策	30
第4節 地域生活支援事業	33
1 地域生活支援事業の現状	34
2 地域生活支援事業の供給見込み量	35
3 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策	41
資料編	43

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准していますが、それまでに障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進するため、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されています。

平成28年4月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害者差別解消法」が施行され、同時期に改正「障害者雇用促進法」も施行されています。

また、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行に伴い、難病患者も障がい者の定義に位置づけられ、障害福祉サービスを受けることができるようになり、平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が施行されたことによって、難病の対象が拡大され、難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。

小金井市では、平成30年10月に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を施行し、平成29年度に「障害者計画・第5期障害福祉計画」を盛り込んだ「第2期小金井市保健福祉総合計画」を策定しました。

今般、平成30年度から令和2年度までの「第5期障害福祉計画」が計画年度の終期を迎えることにあわせて「第6期障害福祉計画」を策定しました。

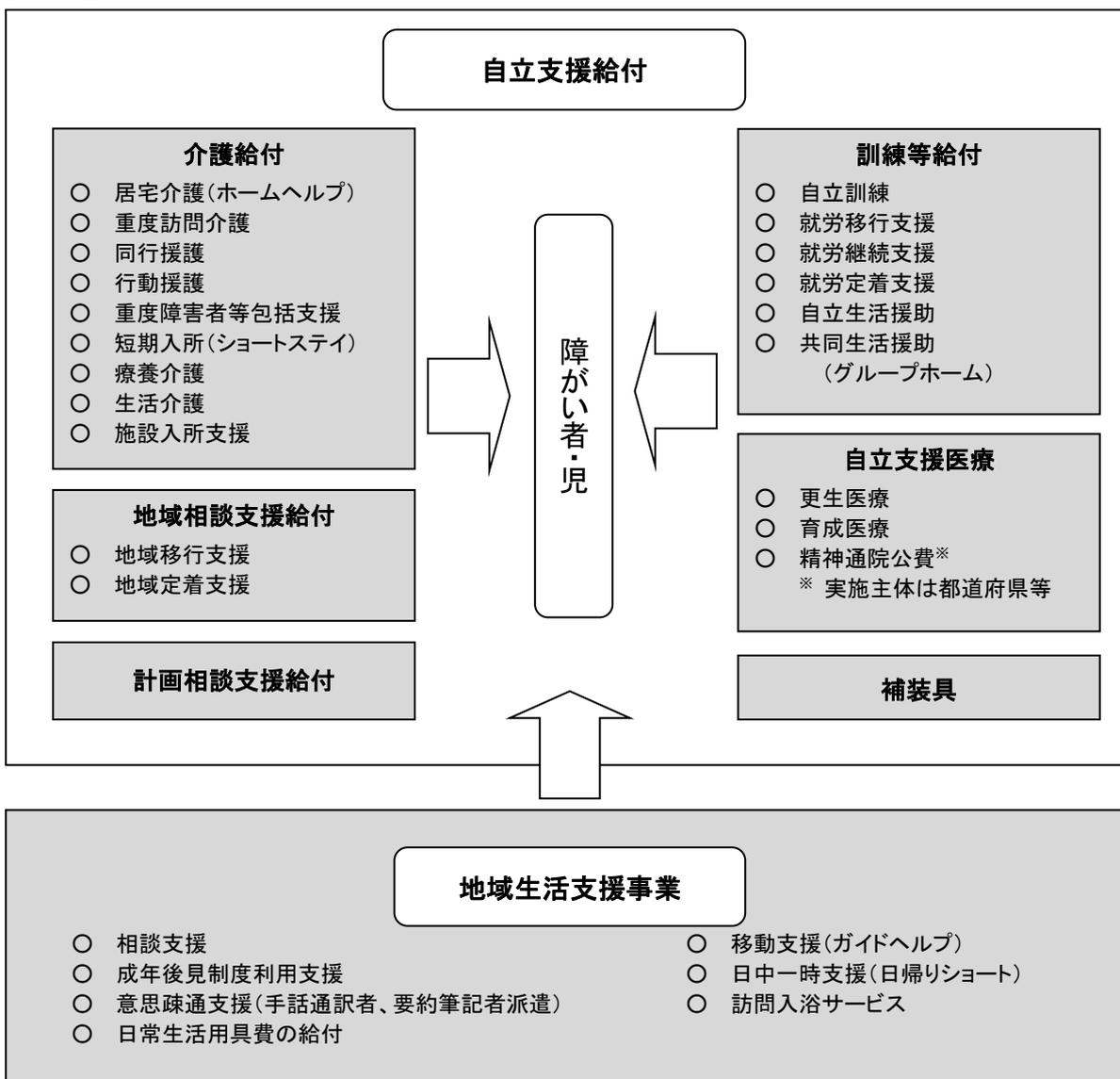
第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

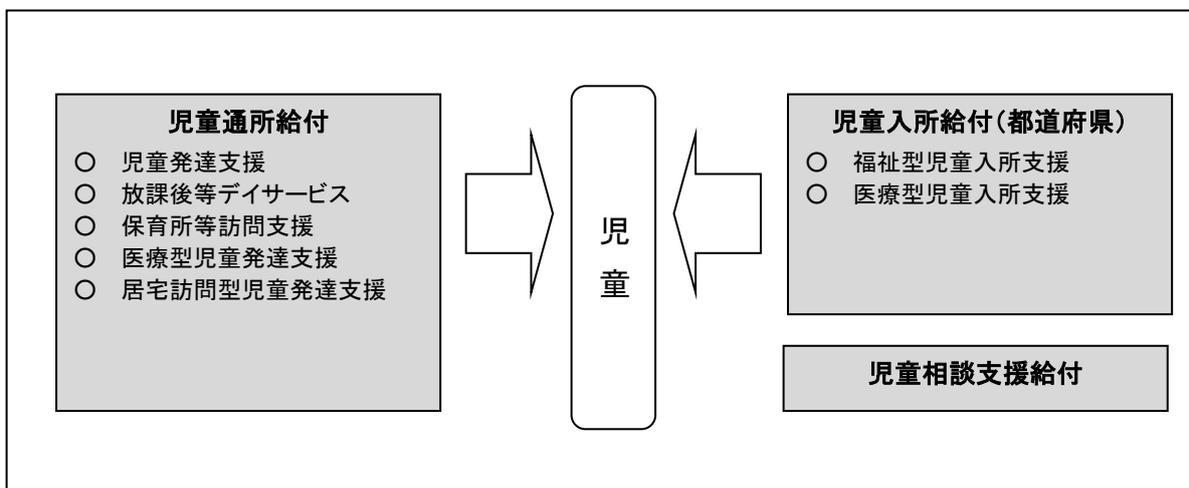
本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条の規定に基づく「障害福祉計画」および、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

なお、今回は「第6期小金井市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの数値目標や方策等を再編しました。

【参考】 障害者総合支援法のサービス体系



【参考】 児童福祉法のサービス体系

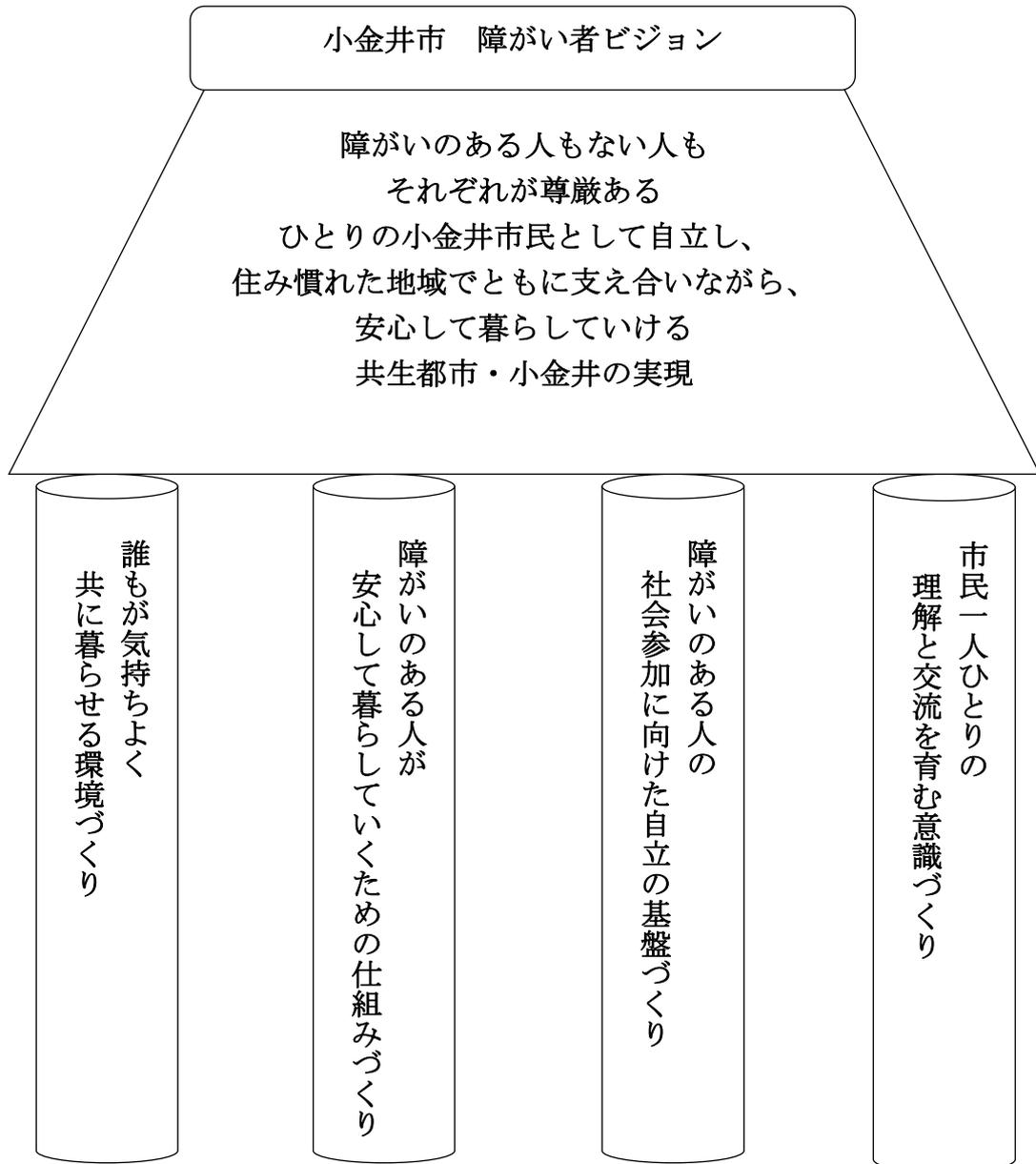


2 市の計画との関係

本計画は、「小金井しあわせプラン」及び「第2期小金井市保健福祉総合計画」の考え方に即し、障がい者施策推進の具体的目標を挙げた障害福祉計画にあたるものです。

【基本理念と施策の体系】

本計画のビジョンを実現するために、次のような施策の展開を図っていきます。



本計画は、「小金井しあわせプラン」や「小金井市保健福祉総合計画」に基づく上記4つの柱に基づいた様々な施策を今後3年間に達成していく目標を数値目標として掲げ、施策の推進を図っていきます。

第3節 計画期間

本計画は、第5期の計画に係る事業実績および目標の達成状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、令和3年度から令和5年度までを第6期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。

	平成	令和							
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者計画	[Arrow pointing right]						令和11年まで(予定)		
障害福祉計画	第5期各年度の 数値目標サービス 必要量や目標量設定			第6期各年度の 数値目標サービス 必要量や目標量設定			第7期各年度の 数値目標サービス 必要量や目標量設定 (予定)		

第2章

障害者福祉サービス等の 必要量見込みと 事業量の確保

第2章 障害者福祉サービス等の必要量 見込みと事業量の確保

第1節 基本目標

障がいのある人の自立を支援・推進する観点から、次のような基本目標を設定します。

【基本目標 第6期障害福祉計画の考え方】

目標	指標
施設入所者の地域生活への移行 (※高齢化・重症化も背景とした 目標設定)	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	令和5年度末の施設入所者を、令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築	精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用者数
	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
	保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等関係者の参加者数
	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
地域生活支援拠点等が有する機能 の充実	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保し、かつ年1回以上運用状況を検証、検討
福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制を令和5年度末までに各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを令和2年度末までに各市町村に少なくとも1か所確保
	令和2年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置
相談支援体制の充実・強化等 【新たな項目】	相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
障害福祉サービス等の質の向上 【新たな項目】	サービスの質の向上を図るための体制構築

○施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和2年3月31日時点の入所者数 (A)	61人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数 (B)	4人 (6.0%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数
新たな入所支援利用者数 (C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援を利用する人数見込
令和5年度末の入所者数 (D)	60人	令和5年度末の利用人数見込 (A) - (B) + (C)
【目標値】 施設入所者削減見込数 (E)	1人 (1.6%)	(A) - (D)

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	3人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	15人	16人	17人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	28人	29人	31人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	3人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	3回	3回
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等関係者の参加者数	13人	13人	13人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

※令和5年度末までに各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、機能の充実のため、運用状況を検証及び検討する。

現状 (令和2年10月)	目標値 (令和5年度末)
拠点整備中 (1か所)	年1回以上

○福祉施設から一般就労への移行等

	項目		数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	【就労移行支援事業】	現在の年間一般就労移行者数	8人	令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（移行者数）
		【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	10人 (1.30倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数
	【就労継続支援A型】	現在の年間一般就労移行者数	0人	令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（移行者数）
		【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1人 (1.26倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数 (平成30年度 1名)
	【就労継続支援B型】	現在の年間一般就労移行者数	0人	令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績（移行者数）
		【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2人 (1.23倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数 (平成30年度 2名)
就労定着支援事業利用者数	令和5年度末の就労定着支援事業利用者数		48人	
	【目標値】令和5年度末の就労定着支援事業利用者数		34人 (7割以上)	令和5年度末において一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
就労定着率	令和5年度末の就労定着支援事業所数(A)		2	
	就労定着率が8割以上の事業所(B)		2	令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所
	【目標値】令和5年度末の就労定着率が高い事業所		2 (7割以上)	$(A) \div (B) \times 100\%$

○障がい児支援の提供体制の整備等

項目	現状（令和2年10月）	目標値（令和5年度末）
児童発達支援センターの設置	設置済	設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	実施中	実施する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	確保済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	確保済	確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置	検討中	配置予定

○相談支援体制の充実・強化等 【新たな項目】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

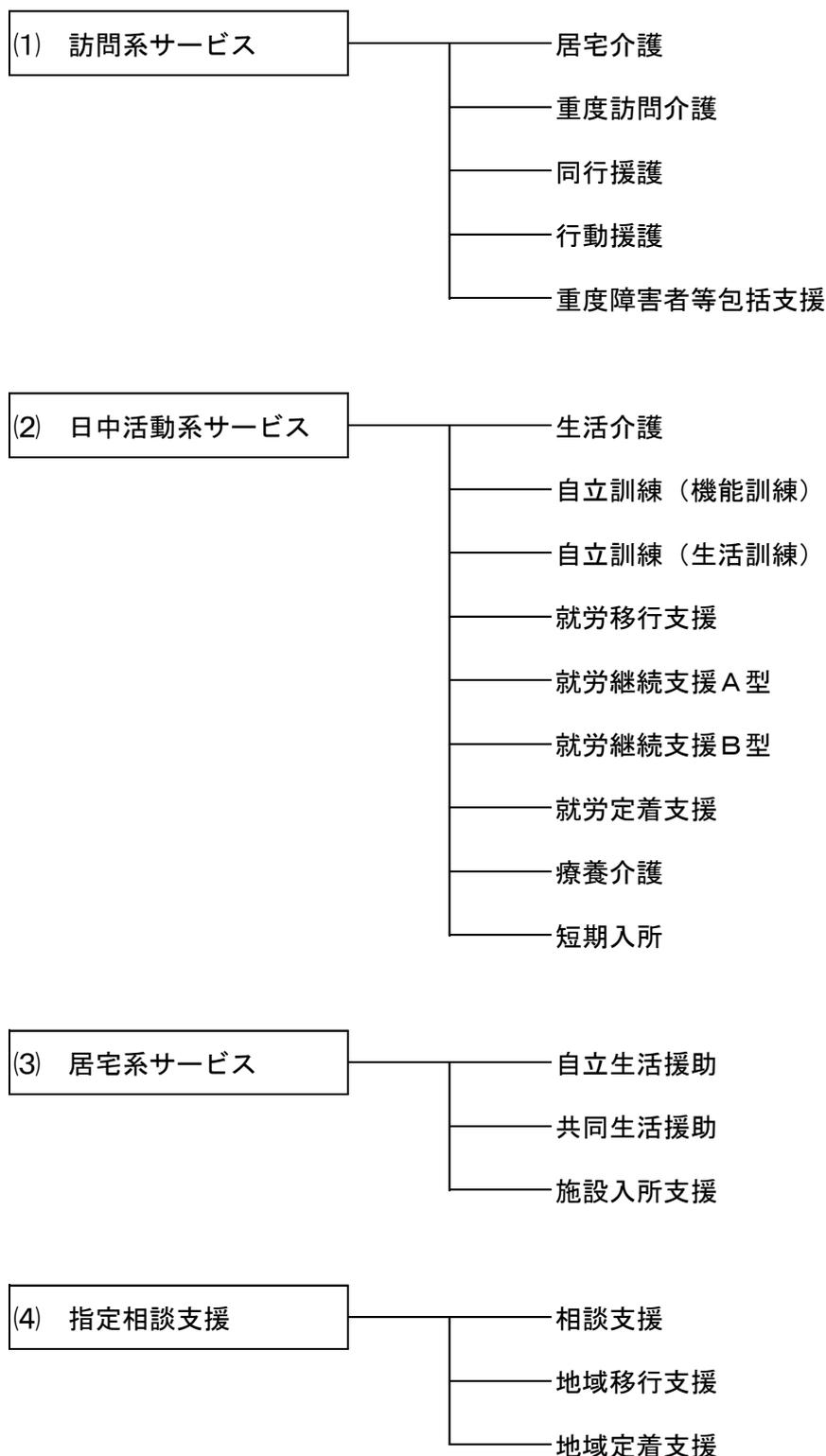
○障害福祉サービス等の質の向上 【新たな項目】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1回	1回	1回

第2節 指定障害福祉サービス

小金井市は、令和5年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービスについて見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

サービスの現状と見込み量を設定するサービスは次のとおりです。



1 指定障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス（1ヶ月あたり）

区分	サービス種別	第5期					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
訪問系	居宅介護	1,572 時間分	1,489 時間分	1,608 時間分	1,413 時間分	1,644 時間分	1,102 時間分
		131 人分	136 人分	134 人分	133 人分	137 人分	119 人分
	重度訪問介護	2,980 時間分	2,760 時間分	3,278 時間分	3,053 時間分	3,576 時間分	3,484 時間分
		10 人分	9 人分	11 人分	10 人分	12 人分	10 人分
	同行援護	528 時間分	452 時間分	552 時間分	489 時間分	576 時間分	292 時間分
		22 人分	19 人分	23 人分	20 人分	24 人分	18 人分
	行動援護	24 時間分	37 時間分	24 時間分	113 時間分	32 時間分	125 時間分
		3 人分	5 人分	3 人分	8 人分	4 人分	9 人分
	重度障害者等 包括支援	0 時間分					
		0 人分					
日中活動系	生活介護	3,660 人日分	3,480 人日分	3,860 人日分	3,502 人日分	4,020 人日分	3,567 人日分
		183 人分	178 人分	193 人分	184 人分	201 人分	184 人分
	自立訓練（機 能訓練）	45 人日分	48 人日分	45 人日分	55 人日分	50 人日分	25 人日分
		10 人分	8 人分	10 人分	6 人分	11 人分	6 人分
	自立訓練（生 活訓練）	75 人日分	126 人日分	150 人日分	202 人日分	165 人日分	219 人日分
		6 人分	9 人分	12 人分	12 人分	13 人分	11 人分
	就労移行支援	810 人日分	746 人日分	945 人日分	821 人日分	1,050 人日分	1,017 人日分
		54 人分	50 人分	63 人分	60 人分	70 人分	62 人分
	就労継続支援 A型	300 人日分	227 人日分	320 人日分	243 人日分	340 人日分	256 人日分
		15 人分	12 人分	16 人分	13 人分	17 人分	13 人分
	就労継続支援 B型	3,162 人日分	2,961 人日分	3,348 人日分	3,021 人日分	3,503 人日分	3,084 人日分
		204 人分	201 人分	216 人分	208 人分	226 人分	202 人分
	就労定着支援	10 人分	4 人分	12 人分	17 人分	14 人分	21 人分
療養介護	13 人分	12 人分	14 人分	12 人分	15 人分	11 人分	
短期入所	299 人日分	268 人日分	319 人日分	289 人日分	332 人日分	234 人日分	
	46 人分	42 人分	49 人分	50 人分	51 人分	33 人分	
居宅系	自立生活援助	1 人分	0 人分	1 人分	0 人分	1 人分	0 人分
	共同生活援助	98 人分	102 人分	108 人分	104 人分	115 人分	101 人分
	施設入所支援	66 人分	63 人分	67 人分	63 人分	68 人分	62 人分
相談支援	相談支援	97 人分	89 人分	127 人分	107 人分	142 人分	115 人分
	地域移行支援	1 人分	0 人分	1 人分	1 人分	2 人分	1 人分
	地域定着支援	6 人分	17 人分	7 人分	17 人分	8 人分	18 人分

2 指定障害福祉サービスの供給見込み量

指定障害福祉サービスには、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居宅系サービス、④指定相談支援があります。

第5期の進捗の分析結果やアンケート調査結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1か月当たりの見込み量を年度ごとに算出していきます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で身体介護や家事援助、通院等介助などの支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	1,331 時間分	1,353 時間分	1,375 時間分
実利用者数	121 人分	123 人分	125 人分

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	3,828 時間分	4,176 時間分	4,524 時間分
実利用者数	11 人分	12 人分	13 人分

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時に必要な介助や情報提供などを行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	456 時間分	480 時間分	504 時間分
実利用者数	19 人分	20 人分	21 人分

④ 行動援護

知的・精神障がいにより行動が困難で常時介護を必要とする方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動などの支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	154 時間分	182 時間分	210 時間分
実利用者数	11 人分	13 人分	15 人分

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする方で、その必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	0 時間分	0 時間分	0 時間分
実利用者数	0 人分	0 人分	0 人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	3,610 人日分	3,724 人日分	3,838 人日分
実利用者数	190 人分	196 人分	202 人分

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	49 人日分	56 人日分	63 人日分
実利用者数	7 人分	8 人分	9 人分

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	280 人日分	340 人日分	400 人日分
実利用者数	14 人分	17 人分	20 人分

④ 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する方に、一定期間における生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	1,008 人日分	1,024 人日分	1,040 人日分
実利用者数	63 人分	64 人分	65 人分

⑤ 就労継続支援A型

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結びます。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	280人日分	300人日分	320人日分
実利用者数	14人分	15人分	16人分

⑥ 就労継続支援B型

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。B型は利用者と事業者が雇用契約は必要ありません。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	3,120人日分	3,210人日分	3,300人日分
実利用者数	208人分	214人分	220人分

⑦ 就労定着支援

企業や自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	30人分	39人分	48人分

⑧ 療養介護

医療の必要な障がいがあり常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	12人分	13人分	14人分

⑨ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、短期間施設に入所して必要な支援を受けます。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	287 人日分	343 人日分	399 人日分
実利用者数	41 人分	49 人分	57 人分

(3) 居宅系サービス

① 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除等についての確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	2人分	3人分	4人分

② 共同生活援助

共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助および、介護を必要とする方に、住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	106人分	111人分	116人分

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	62人分	61人分	60人分

(4) 指定相談支援

① 相談支援

自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がいのある人に向けて、サービスが適切に利用できるようサービス利用計画を作成します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	130人分	145人分	160人分

② 地域移行支援

施設や病院に長期入所等している方が、地域生活に移行できるよう住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	2人分	3人分	4人分

③ 地域定着支援

施設や病院に長期入所等していた方が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	19人分	20人分	21人分

3 指定障害福祉サービス見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、今後施設や病院の入所者の地域移行により利用者が拡大することが予想され、その量を的確に把握するとともに今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう事業所の確保に努めます。また、利用者に対し選択の幅を広げるための事業者情報の提供に努め、より多くの障がいのある人がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生などの新たな利用者の状況や事業者の新体系への移行状況を考慮し、市内に必要な施設やサービスについて、国や東京都と連携した新たな事業所支援、開拓などについて、新しい生活様式を踏まえつつ、サービスの提供が確保・拡充されるよう施策の検討を行います。

市内に不足する生活介護や短期入所など身近な地域で利用できるようサービス提供体制の早期整備に努めます。

(3) 居宅系サービス

法改正により、平成26年度からグループホーム・ケアホームがグループホームに統合されました。施設整備の推進や施設入所支援に関しては、地域共生社会を目指し、目標年度までに関係機関と協議しながら段階的に地域移行を進めていきます。

(4) 指定相談支援

法改正により、サービス等利用計画の対象が全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者に拡大することとなったことから、相談支援の提供体制の量的拡大を図る必要があります。また、地域相談支援の創設により施設や病院入所者の地域移行、地域定着支援が強化されます。都から示される長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量も勘案しながら実情を踏まえつつ進めていきます。

相談支援事業所の確保および従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。また、多くの方が利用できるよう周知徹底に努めます。

(5) サービス提供事業所の確保とサービスの質の向上

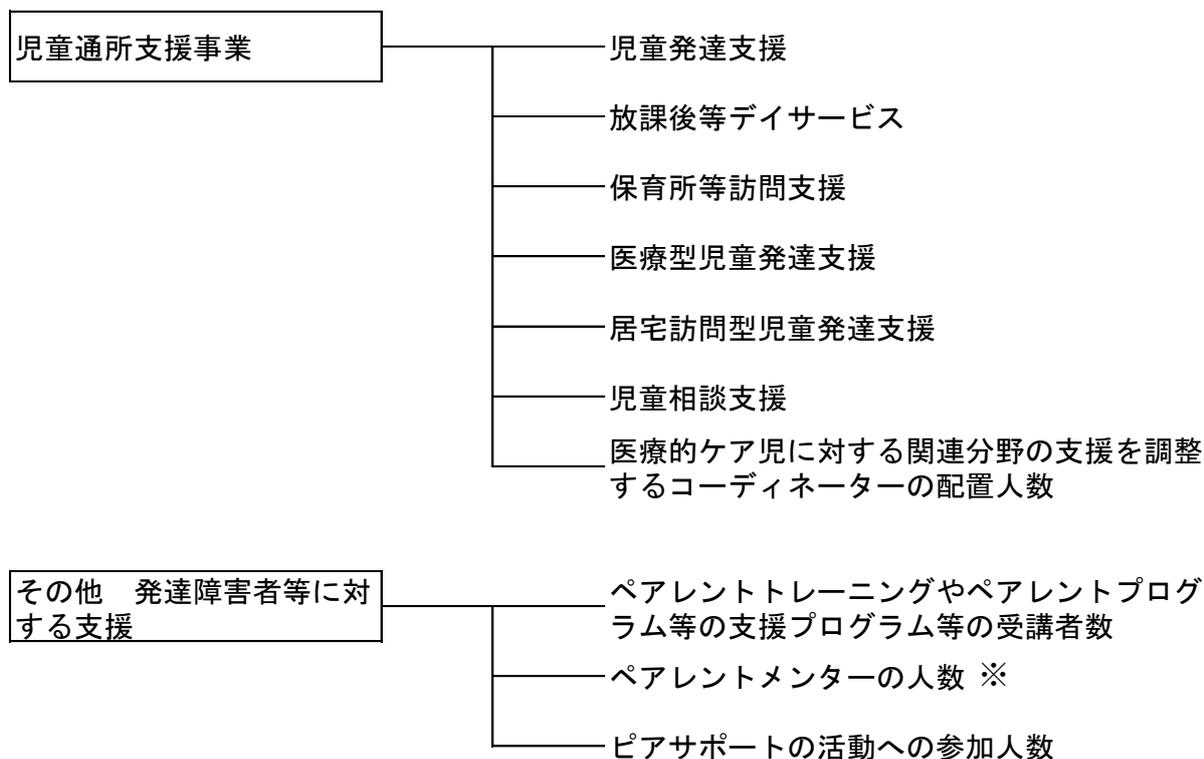
地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障がいのある人が様々な選択肢の中からサービスを選択できるように、サービス提供事業所に対して支援等を行い、必要な方に届くような障がい福祉に関する情報提供の在り方について検討し、誘致に向けた施策を積極的に行うことで障害福祉サービス事業所の新規参入を促進していきます。

さらに、サービス提供従事者の担い手の減少など、現状を把握した上でサービス提供に従事する人員の確保や専門性を備えた人材を育成するために必要な支援を行っていきます。また、これらの必要な情報の提供方法のあり方についても検討し、サービスの質を向上するために、第三者評価の活用や権利擁護、虐待防止のための取り組みについても指導、助言をしていきます。

第3節 児童通所支援事業

小金井市は、令和5年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における児童通所支援事業について見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

サービスの現状と見込み量を設定するサービスは次のとおりです。



※ペアレントメンターについては、TOSCA（東京都発達障害者支援センター）での登録人数を含みます。

1 児童通所支援事業の現状

障害児通所支援事業（1ヶ月あたり）

サービス種別	第5期					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
児童発達支援	625 人日分	675 人日分	688 人日分	800 人日分	750 人日分	697 人日分
	50 人分	55 人分	55 人分	71 人分	60 人分	71 人分
放課後等デイサービス	1,464 人日分	1,506 人日分	1,584 人日分	1,729 人日分	1,704 人日分	1,764 人日分
	183 人分	184 人分	198 人分	201 人分	213 人分	200 人分
保育所等訪問支援	12 人日分	1 人日分	14 人日分	3 人日分	16 人日分	4 人日分
	6 人分	1 人分	7 人分	2 人分	8 人分	2 人分
医療型児童発達支援	17 人日分	17 人日分	17 人日分	11 人日分	22 人日分	12 人日分
	3 人分	2 人分	3 人分	2 人分	4 人分	2 人分
居宅訪問型児童発達支援	5 人日分	0 人日分	5 人日分	0 人日分	5 人日分	0 人日分
	1 人分	0 人分	1 人分	0 人分	1 人分	0 人分
児童相談支援	29 人分	22 人分	34 人分	30 人分	39 人分	34 人分
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)

その他 発達障害者等に対する支援 【新たな項目】

サービス種別	第5期					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		21 人		18 人		7 人
ペアレントメンターの人数		2 人		2 人		2 人
ピアサポートの活動への参加人数		-人分(検討)		-人分(検討)		-人分(検討)

2 児童通所支援事業の供給見込み量

児童通所支援事業は、①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③保育所等訪問支援、④医療型児童発達支援、⑤児童相談支援、⑥居宅訪問型児童発達支援、⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数があります。

第5期の進捗の分析結果やアンケート調査結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1か月当たりの見込み量を年度ごとに算出していきます。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	820 人日分	930 人日分	1,040 人日分
実利用者数	82 人分	93 人分	104 人分

(2) 放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	1,926 人日分	2,052 人日分	2,178 人日分
実利用者数	214 人分	228 人分	242 人分

(3) 保育所等訪問支援

サービスの受給が可能な障がい児の保護者からの申請に基づき、児童施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、児童や保育所などのスタッフに対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	6人日分	8人日分	10人日分
実利用者数	3人分	4人分	5人分

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援および治療を行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	18人日分	24人日分	30人日分
実利用者数	3人分	4人分	5人分

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	5人日分	5人日分	5人日分
実利用者数	1人分	1人分	1人分

(6) 児童相談支援

児童相談支援には、児童支援利用援助と継続児童支援利用援助の2つのサービスがあります。利用申請手続きにおいて、児童の心身の状況や環境、児童または保護者の意向などを踏まえて児童支援利用計画案の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく児童支援利用計画の作成を行います。

利用している児童通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、児童支援利用計画の見直しを行います(モニタリング)。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	38人分	42人分	46人分

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

一の配置人数

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのコーディネーターとしての配置を他区市町村との連携も含め、調整し行います。

(1ヶ月あたり)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)

(8) その他 発達障害者等に対する支援 【新たな項目】

保護者等が子どもの発達障がいの特徴を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、経験者や同じ状況にある方によるサポート等、支援体制のあり方も含め研究していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	-人(検討)	-人(検討)	-人(検討)

3 児童通所支援事業見込み量確保のための方策

児童通所支援においては、学校や保育所等の関係機関、児童通所支援事業所相互が連携するとともに、児童が自立して地域社会で暮らすためのきっかけとして地域交流の機会の提供等を図り、地域で児童やその家族の支援を図ることが重要です。加えて、広域での支援体制も求められています。

(1) 児童発達支援

児童発達支援については、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供する施設（事業）です。近年市内事業所数は増加傾向にあり、支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、学齢期の児童に対し、放課後や長期休暇中において、自立した日常生活を営むために必要な能力向上のための支援を提供する施設（事業）です。近年市内事業所数は増加傾向にあり、支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、保育所・幼稚園・小学校等に在籍している児童が集団生活に適応することができるよう、サービスの受給が可能な障がい児の保護者からの申請に基づき、訪問支援員が保育所等を訪問し児童及び訪問先施設へ支援を行うものです。支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。

(4) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児に上記の児童発達支援及び治療を行うものです。支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、重度の障がい等により、外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。

(6) 児童相談支援

児童相談支援については、児童が児童通所支援を利用する前に児童支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うものです。近年市内事業所数は増加傾向にあり、支援を必要とする児童がサービスを利用できるよう適切に見込み量の確保に努めます。また各事業所が個々の児童に対して、様々な選択肢の中から必要なサービスを選択し、適切なサービス供給量の見込みを立てられるよう、事業所に対する助言等の支援に努めます。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

一の配置人数

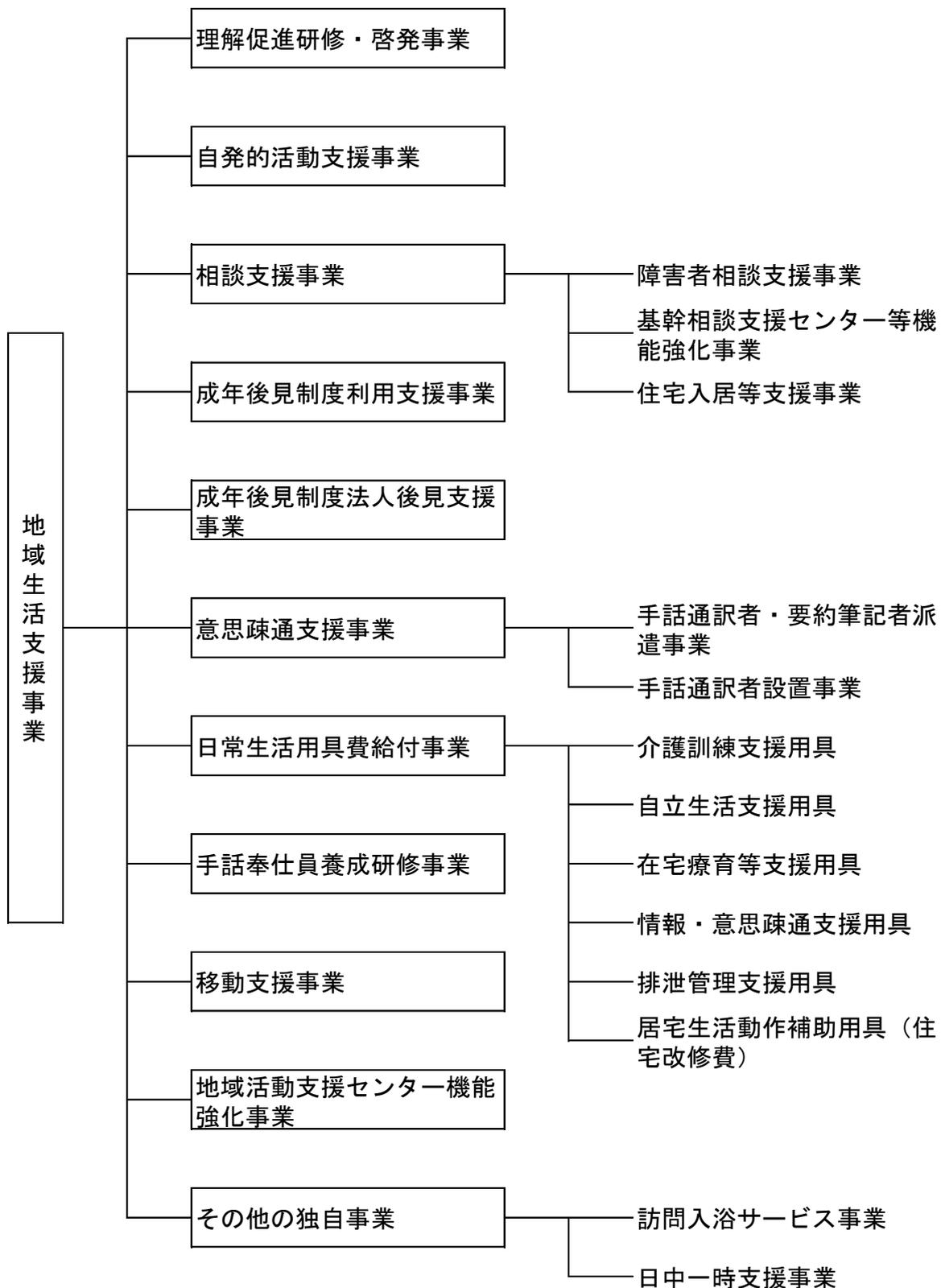
法改正により、障害児福祉計画に位置づけられたため、市町村では、医療的ケア児の生活において(入所支援を除く)、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。他区市町村との共同配置も含め、コーディネーターの確保・調整に努めていきます。

(8) その他 発達障害者等に対する支援 【新たな項目】

発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援には、発達障がい児・者及びその家族等への支援が重要であり、小金井市においても保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心に関係機関と連携をしながら、支援体制のあり方も含め研究していきます。

第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者および障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、小金井市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。



1 地域生活支援事業の現状

地域生活支援事業

サービス種別	第 5 期					
	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
(1)理解促進研修・啓発事業						
	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業						
	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業						
①障害者相談事業	8 箇所	10 箇所	9 箇所	11 箇所	10 箇所	12 箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	1 箇所					
③住宅入居等支援事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所
(4)成年後見制度利用支援事業						
	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人	3 人
(5)成年後見制度法人後見支援事業						
	無	無	無	無	有	無
(6)意思疎通支援事業						
①延べ利用者数	120 人	79 人	121 人	62 人	122 人	60 人
②手話通訳者設置事業	無	無	無	有	有	有
(7)日常生活用具費給付事業						
①介護訓練支援用具	1 人分	12 人分	1 人分	4 人分	1 人分	4 人分
②自立生活支援用具	8 人分	8 人分	8 人分	10 人分	8 人分	10 人分
③在宅療養等支援用具	13 人分	11 人分	13 人分	14 人分	13 人分	14 人分
④情報・意思疎通支援用具	6 人分	7 人分	6 人分	13 人分	6 人分	13 人分
⑤排泄管理支援用具	133 人分	127 人分	134 人分	128 人分	135 人分	128 人分
⑥住宅改修費	4 人分	5 人分	4 人分	2 人分	4 人分	2 人分
(8)手話奉仕員養成研修事業						
終了見込者数	40 人	36 人	40 人	25 人	40 人	20 人
(9)移動支援事業						
	46 箇所	46 箇所	47 箇所	46 箇所	47 箇所	49 箇所
	163 人	154 人	164 人	149 人	165 人	170 人
	16,592 時間	16,338 時間	16,710 時間	15,792 時間	16,829 時間	17,000 時間
(10)地域活動支援センター機能強化事業						
①地域活動支援センターⅠ型	1 箇所 (100 人)	1 箇所 (108 人)	1 箇所 (105 人)	1 箇所 (118 人)	1 箇所 (110 人)	1 箇所 (126 人)
②地域活動支援センターⅡ型	1 箇所 (30 人)	1 箇所 (29 人)	1 箇所 (30 人)	1 箇所 (29 人)	1 箇所 (30 人)	1 箇所 (28 人)
③地域活動支援センターⅢ型	0 箇所 (0 人)					
(11)その他の独自事業						
①訪問入浴サービス事業	5 人分 (347 回)	6 人分 (391 回)	5 人分 (350 回)	7 人分 (578 回)	5 人分 (352 回)	9 人分 (600 回)
②日中一時支援事業	24 人分 (436 回)	45 人分 (481 回)	24 人分 (439 回)	40 人分 (427 回)	25 人分 (442 回)	40 人分 (427 回)

2 地域生活支援事業の供給見込み量

地域生活支援事業には、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具費給付事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業、⑪その他の独自事業があります。第5期の進捗の分析結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、各事業の見込み量を年度ごとに算出していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として小金井市地域自立支援協議会を設置しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害者相談支援事業（実施か所数）	13か所	14か所	15か所
②基幹相談支援センター等機能強化事業（実施か所数）	1か所	1か所	1か所
③住宅入居等支援事業（実施か所数）	1か所	1か所	1か所

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	3人	3人	3人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無（検討）	有（実施）	有（実施）

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数	60人	61人	61人
②手話通訳者設置事業	有(実施)	有(実施)	有(実施)

(7) 日常生活用具費給付事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護訓練支援用具 (実利用人数)	4人分	4人分	4人分
②自立生活支援用具 (実利用人数)	10人分	10人分	10人分
③在宅療養等支援用具 (実利用人数)	14人分	14人分	14人分
④情報・意思疎通支援用具 (実利用人数)	13人分	13人分	13人分
⑤排泄管理支援用具 (実利用人数)	129人分	130人分	131人分
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (実利用人数)	2人分	2人分	2人分

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるように図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
終了見込者数	40人	40人	40人

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難となる障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	49か所	50か所	50か所
実利用者数	171人分	173人分	174人分
延べ利用時間数	17,136時間	17,273時間	17,411時間

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ 型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	登録者数	130 人	135 人	140 人
Ⅱ 型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	登録者数	30 人	30 人	30 人
Ⅲ 型	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	登録者数	0 人	0 人	0 人

(11) その他の独自事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	9人分	9人分	9人分
延べ利用回数	605回	610回	615回

② 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族に向けた就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	45人分	46人分	46人分
延べ利用回数	430回	434回	437回

3 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

地域生活支援事業の実施に当たり、小金井市では事業の計画的・効果的な実施に努めます。実施する事業のサービス確保のための方策は、次のとおりです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい特性（精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児、難病など）を分かりやすく解説するような講演会・教室等を開催できるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

(2) 自発的活動支援事業

ピアサポート等の障がい者等やその家族・地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の主旨を踏まえ、特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障がい者等やその家族・地域住民等が事業に関わるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

(3) 相談支援事業

サービス等利用計画の対象者に適切な支援を行うために、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていく必要があります。障がいのある人が、様々な状況に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を営むことができるよう、小金井市障害者地域自立生活支援センターを中心に、サービス提供事業者との連携のもとで相談支援体制の強化充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者総合支援法施行規則に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬等）の全部または一部の補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。また、手話通訳者の窓口設置や、手話等対応ポータブル端末の設置とともに、手話通訳者の養成、スキルアップについても努めていきます。

(7) 日常生活用具費給付事業

それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。また、日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握し、品目の追加や廃止を検討していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者という主旨を踏まえ、障害者福祉センター等での実施など、体制の整備を検討していきます。

(9) 移動支援事業

増大する利用者や利用時間の必要量確保のため、事業者の確保と連携強化に努めます。

また、対象者の拡大を行うなど、利用者の実態に応じた柔軟な運用の工夫を検討していきます。これまでも利用者のニーズや実態に応じた柔軟な運用と個別給付化を図れるよう国に働きかけてきたところですが、いまだ実現できておりません。引き続き、国へ要望の働きかけを行っていきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に地域に開かれた施設として、現状を把握した上で基本的事業や機能強化事業の一層の充実を図り、体制の整備を検討していきます。

(11) その他の独自事業

サービスの質の向上のために事業者等と連携を密にし、サービス内容の見直しを考慮しつつ事業を実施していきます。また、利用者に対する情報提供を行い、事業の周知徹底を図っていきます。国の要綱変更の状況を踏まえて、対応していきます。

資料編

1 地域自立支援協議会委員名簿（計画策定の協議委員）

	氏名（敬称略）	所属等
1	佐藤 宮子	公募市民
2	田中 麻子	ピアカウンセラー
3	赤濱 高之	精神障害者地域生活支援センター
4	高野 美子	地域包括支援センター
5	佐々木 宣子	児童発達支援センター
6	木下 一美	聖ヨハネ会
7	福原 昌代	小金井市精神保健福祉施設連絡会
8	○吉岡 博之	さくら会事業所
9	山崎 美喜	多摩府中保健所
10	丸山 智史	教育委員会（指導室 統括指導主事）
11	佐々木 由佳	私立幼稚園協会（朋愛幼稚園）
12	橋本 伸子	民間保育所園長会（グローバルキッズ小金井第二保育園）※1
13	小幡 美穂	発達にアンバランスのある子どもの親の会ひまわりママ
14	畑 佐枝子	小金井市手をつなぐ親の会
15	山本 善万	小金井市視力障害者の会
16	加藤 了教	小金井市精神障害者家族会 あじさい会
17	三笠 俊彦	小金井市商工会
18	宮井 敏晴	小金井市障害者就労支援センター
19	◎加瀬 進	国立大学法人 東京学芸大学
20	立石 静子	民生・児童委員協議会
21	武井 由紀子	権利擁護センター（社会福祉協議会）

◎会長 ○副会長

※1 令和2年9月2日から

※ 上記注釈のない委員は、令和2年5月1日から

2 開催経過

開催日	主な内容
令和2年6月24日	・障害福祉計画の基本指針の概要資料について
令和2年8月25日	・障害福祉計画の実績について ・障害福祉計画のスケジュールについて ・障害福祉計画の専門部会における担当部分について ・障害福祉計画の国資料について
令和2年9月23日	・障害福祉計画の専門部会における担当部分について ・障害福祉計画の国資料について ・障害福祉計画（案）について
令和2年10月28日	・障害福祉計画（案）について
令和2年11月25日	・障害福祉計画（案）について ・障害者計画（パブリックコメント案）について ・障害福祉計画の国資料について
令和3年1月27日	・障害福祉計画に係るパブリックコメント意見等について
令和3年2月24日	・障害福祉計画（案）について

全て地域自立支援協議会との合同開催

3 「障がい」の表記について

「障がい」の漢字表記については、現在も議論されているところですが、市の最上位計画である「小金井しあわせプラン」や平成30年3月に策定された第2期小金井市保健福祉総合計画においても、法律名など固有名詞を除き、「障がい」と表記しているところです。

従いまして、今回策定する「第6期小金井市障害福祉計画」においても統一的な表記とするために、「障がい」として表記しています。

第6期小金井市障害福祉計画

発行年月	令和3年3月
発行	小金井市
編集	小金井市福祉保健部自立生活支援課 〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号 電話：042-387-9848 FAX：042-384-2524